

9. 考 察

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、身体障害者補助犬が広く社会に受け入れるために具備すべき衛生確保の方策について、確実かつ現実的な健康管理の方法を示すことを試みたものである。

衛生確保という点に関しては、詳細かつ高頻度の健康診断および疾病予防措置等を講ずることが望まれるのはいうまでもないが、過剰の対応は補助犬使用者に多くの負担を負わせることになる。本研究で策定したガイドラインは、こうした諸要件を勘案し、身体障害者補助犬の衛生を確保しつつ、一方、使用者の負担を最小限にとどめる内容としている。そのため、健康診断の検査項目や疾病予防のために摂取するワクチンの種類等は必要最小限としているが、ここに提示した内容のみを行うことを推奨しているではなく、さらに詳細な検査、あるいはさらに多くの疾病予防措置等を補助犬使用者が獣医師に依頼するのを否定するものではない。

本ガイドラインに策定した諸項目を実施するためには、今後、(社)日本獣医師会ならびに各地方獣医師会および個々の獣医師が身体障害者補助犬に対する認識をより深め、その衛生確保のためにさらに積極的に協力されることが望まれる。

この際、身体障害者補助犬の健康管理に関する多くの知見が検査等を担当した獣医師のもとに蓄積されることが予期されるが、それらの所見は適切な解析を行ったうえで、将来、補助犬に係る諸事業の遂行に際して有効に活用すべきである。このためにも、身体障害者補助犬の健康診断ならびに予防接種およびその他の疾病予防措置等に従事した獣医師は、その際の知見を適正に記録する必要があろう。

また、本研究において提案した「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)ならびに「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」啓発パンフレットが作成され、有効に活用されることにより、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理が円滑に実施され、衛生確保のために多大なる努力が行われていることを広く社会が認識されることを期待する。

本研究で策定したガイドラインは、身体障害者補助犬に限らず、家庭動物〔ここで家庭動物とは、愛玩動物または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養および保管されている動物ならびに情操の涵養および生態観察のため飼養および保管されている動物をいうものとする〕としての犬にも広く応用することが可能であると考える。

なお、ここに策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」ならびにそれに付随する種々の提言は、現在の獣医学的知見ならびに状況にもとづいて作成されたものである。今後、新たな獣医学的知見が得られ、あるいは身体障害者補助犬に関する状況が変化した場合には、補助犬の健康診断ならびに予防接種およびその他の疾病予防措置等に従事した獣医師により集積された知見等を参考とし、適切に変更が行われるべきである。

10. 参考資料

(1) 身体障害者補助犬法案

目 次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 身体障害者補助犬の訓練（第三条—第五条）
- 第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性（第六条）
- 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第七条—第十四条）
- 第五章 身体障害者補助犬に関する認定等（第十五条—第二十条）
- 第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等（第二十一条—第二十四条）
- 第七章 罰則（第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。
- 2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第二章 身体障害者補助犬の訓練

(訓練事業者の義務)

第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所に

おいて身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

- 3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第八条 公共交通事業者等（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）は、その管理する旅客施設（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等（車両、自動車、船舶及び航空機をいう。）を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第十条 事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第十二条 住宅を管理する者（国等を除く。）は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

第十三条 この章に規定する施設等（住宅を除く。）の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

- 2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

10. 参考資料

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であって、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であって、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であって当該指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

- 2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなったと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

(改善命令)

第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するた

め必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めよう努めなければならない。

(国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第七章 罰則

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定（介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。）は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行

の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

· · · · · * · · · · · * · · · · ·

理 由

最近における身体障害者の自立及び社会参加の進展に伴い、日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行う犬が果たす役割が重要になってきていることにかんがみ、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ることにより、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) 身体障害者補助犬と“人と動物の共通の感染症”

【身体障害者補助犬と“人と動物の共通の感染症”をどのように考えるべきか】

人と動物の共通感染症(人畜共通感染症、人獣共通感染症)は世界中で150種以上あるといわれているが、これらの多くが野生動物由来のものであることから、わが国において実際に発生する種類はきわめて少ない。

平成11年4月から施行された「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」と略す)では、新興感染症に動物に由来しているものが多いために人の健康を保障するには動物対策が重要であることが強調されたが、問題となる動物とは野生動物、とくに靈長類と齧歯類の動物であって、飼育馴化された愛玩動物ではない。

愛玩動物、とくに犬は人類が家畜化したもっとも古い動物であるが、人との長い接触の歴史の中で、人へのマイナス健康影響を極端に少なくするよう選択されてきたものと思われる。すなわち、現在飼育されている犬は、人と動物の共通の感染症の心配のないものだけが我々の愛玩動物、伴侶動物たりえているといえよう。

犬が関与するもっとも代表的な人と動物の共通の感染症である狂犬病も、その病原ウイルスは犬の本来の棲家があるのではなく、犬も病原体を保有する野生動物からの被害者の立場にある。このように現在、わが国で飼育下にある犬は基本的には人に重大な健康危害を与える人と動物の共通の共通感染症の原因にはなりえないということができる。

しかし、病原体の中には少数例ながら人と犬の双方に病原性のあるもの(狂犬病ウイルス、犬ブルセラ菌など)、感受性の差から犬では健康状態で保有しているが人には病原性のあるもの(パスツレラ菌など)、犬が人への病原体の運び屋となるもの(ライム病病原体)がある。

犬が関わるヒトの健康危害に対する直接の根拠法令は狂犬法予防法と「感染症法」である。いうまでもなく、わが国において狂犬病が制圧され、清浄な状態が維持されているのは狂犬法予防法の成果である。一方、旧伝染病予防法を廃止し、新たに制定された「感染症法」は感染症を感染力、罹患した場合の重篤性などにもとづく総合的な観点から1類から4類に類型化しているが、これらの感染症でイヌとの関与が考えられるものはすべて4類感染症で、数も多くはない(表1)。しかも、これらのすべては、わが国では現在発生していないか、あるいはきわめてまれに報告例があるものばかりである。

次に「感染症法」の対象になっていないものも含めて、現在、わが国で犬が関与すると思われるヒトの感染症を挙げてみた(表2)。「感染症法」対象疾病と同様、発生頻度の高いものはない。食中毒起因菌のいくつかは犬が無症状保菌しているものがある。これらは犬が本来的に保有しているのではなく、自然界あるいは人の社会環境から犬に移行し、犬がそれらの菌に対して感受性が低いために発症せずに健康保菌という形をとっていると理解されている。

以上のように、まれではあるが、犬が関与する人と動物の共通の感染症が存在することは事実であり、外見上健康である犬が人に健康危害をもたらす病原体を保有する可能性も否定できない。

身体障害者補助犬は補助を必要とする人と密接に接触するので、犬自身が健康であることは勿論、一方では不特定多数の人が利用する施設に同伴するものであることから、周囲の人への影響を十分に配慮しなければならない。とくに犬を介しての人と動物の共通の感染症の感染予防策を確立する必要がある。

表1 「感染症法」対象感染症

様式	疾病コード	疾病名	犬との関連
全数把握	1類	101 エボラ出血熱 102 クリミア・コンゴ出血熱 103 ベスト	
		104 マールブルグ病 105 ラッサ熱	
	2類	201 コレラ 202 細菌性赤痢 203 腸チフス 204 パラチフス 205 急性灰白髄炎 206 ジフテリア 301 腸管出血性大腸菌感染症	
全数把握	3類	401 アメーバ赤痢	○
	4類	402 エキノコックス症 403 黄熱 404 オウム病 405 回帰熱 406 急性ウイルス性肝炎 407 Q熱 408 狂犬病	
		409 クリプトスボリジウム症 410 クロイツフェルト・ヤコブ病 411 刺症型溶血性レンサ球菌感染症 412 後天性免疫不全症候群 413 コクシジオイデス症 414 ジアルジア症	○
		415 腎症候性出血熱 416 頭膜炎菌性髄膜炎 417 先天性風疹症候群 418 炭疽 419 ツツガムシ病 420 デング熱 421 日本紅斑熱 422 日本脳炎 423 乳児ボツリヌス症 424 梅毒 425 破傷風 426 バンコマイシン耐性腸球菌感染症 427 ハンウイルス肺症候群 428 Bウイルス病	
		429 ブルセラ病 430 発疹チフス 431 マラリア 432 ライム病 433 レジオネラ症	○
定点把握	4類	501 インフルエンザ	
インフルエンザ定点		601 咽頭結膜熱	
小児科定点	602	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	
	603	感染性胃腸炎	○

10. 参考資料

表1 「感染症法」対象感染症（続）

様式	疾病コード	疾病名	犬との関連
	604	水痘	
	605	手足口病	
	606	伝染性紅斑	
	607	突発性発疹	
	608	百日咳	
	609	風疹	
	610	ヘルパンギーナ	
	611	麻疹	
	612	流行性耳下腺炎	
眼科定点	701	急性出血性結膜炎	
	702	流行性角結膜炎	
STD（性感染症）定点	801	性器クラミジア感染症	
	802	性器ヘルペスウイルス感染症	
	803	尖形コンジローム	
	804	淋菌感染症	
基幹定点（週報）	901	急性脳炎（日本脳炎を除く）	
	902	細菌性髄膜炎（真菌性を含む）	
	903	無菌性髄膜炎	
	904	マイコプラズマ肺炎	
	905	クラミジア肺炎（オウム病は除く）	
	906	成人麻疹	
基幹定点（月報）	951	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
	952	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	
	953	薬剤耐性緑膿菌感染症	

人と動物の共通の感染症については、補助犬利用者がそれに関する十分な知識を持つように、また疾病の予防と早期発見に努める必要がある。また、獣医師が行う定期的な健康診断においては、犬自身の健康のみならず、人と動物の共通の感染症に対する十分な配慮を行い、さらにワクチン接種等の予防措置を講じておくことが重要である。

なお、万一、補助犬が人と動物の共通の感染症に罹患した場合にはその犬の育成に要した時間、労力および費用、使用者にとっての各々の犬の重要性等を考慮して対処すべきである。すなわち、狂犬病のような高い危険度の特殊な疾病を除いて殺処分とはせず、速やかに適切な治療を行ったうえで再び利用に供すべきである。

犬が関わる人と動物の共通の感染症の主なものを事項に記述する。なお、人と動物の共通の感染症に関する参考文献を以下に掲げる。

[参考文献]

- 今泉 清：人畜共通伝染病、日本獣医師会、1979.
- 村上 一ほか（編）：人畜共通伝染病、近代出版、1982.
- 丸山 務（監訳）：人畜共通感染症に関するシンポジウム、学窓社、1989.
- 清水悠紀臣ほか（編）、獣医伝染病学、第5版、近代出版、1997.
- 長谷川篤彦（編）：人畜共通感染症、学窓社、1998.
- 高島郁夫（監修）：人と動物の共通伝染病、酪農総合研究所、1998.
- 見上 彪ほか（監修）：獣医感染症カラーアトラス、文永堂出版、1999.

8. Steel, J. H. (ed) : CRC Handbook Series in Zoonoses. CRC Press, 1978.
9. Hubbert, W. T. (ed) : Disease Transmitted from Animals to Man. Charles, C.T. Publisher, 1975.
10. 厚生労働省ホームページ：「動物由来感染症を知っていますか」
11. 日本獣医師会ホームページ

表2 犬によって伝播される主要な“人と動物の共通の感染症”

病名	人の症状	日本での発生	
		人	犬
*狂犬病	神経症状	—	—
*ブルセラ病	“カゼ”に類似した症状	—	+
パストレラ症	化膿、関節炎、上部気道炎	+	+
レプトスピラ症	出血、黄疸、髄膜炎	+	+
*ライム病	遊走性紅斑、関節炎	+	+
*Q熱	肺炎	+	+
食中毒			
サルモネラ症	胃腸炎	+	+
エルシニア症	胃腸炎、敗血症	+	+
カンピロバクター症	胃腸炎	+	+
大腸菌症	胃腸炎	+	+
皮膚糸状菌症	タムシなど皮膚炎	+	+
クリブトスボリジウム症	腹痛、下痢、発熱	+	+
ジアルジア症	嘔気、下痢	+	+
*エキノコックス	肝臓、肺炎、脳症状	+	+
犬回虫幼虫移行症	失明、肺炎、喘息、皮膚発疹	+	+
犬糸状虫症	軽い肺炎症状	+	+
ノミ刺咬症	皮膚炎	+	+
疥癬	皮膚炎	+	+
マダニ感染症	皮膚炎	+	+

*「感染症法」対象疾病

【犬が関わる主要な“人と動物の共通の感染症”】

1) 狂犬病

狂犬病は、狂犬病ウイルス（ラブドウイルス科）を原因とし、犬に限らず、各種の哺乳類に広く発生する。

感染は、罹患した動物に咬まれた際、感染動物の唾液中に含まれるウイルスが咬傷から侵入することによって成立する。

日本においては、1957年以降、狂犬病は発生していないが、アメリカ合衆国等の諸外国では依然として多くの発生が認められている。各種の動物が広く世界各地から輸入されている現在、本邦で再び狂犬病が発生する可能性は決して否定できない。

診断は、急性脳炎を主体とした症状にもとづいて行い、ウイルス抗原および抗体の検出ならびに病理組織学的所見により確定する。

予防は、狂犬病ワクチンの接種で、これは法令により定められている。身体障害者補助犬も例外ではなく、狂犬病ワクチンの接種を受ける義務がある。

万一、狂犬病に罹患した場合には、身体障害者補助犬であっても、すみやかに殺処分とする。

2) パストレラ症

グラム陰性桿菌である *Pasteurella multocida* を原因とする。

P. multocida は多くの哺乳類や鳥類の体内に常在的に存在し、一般に正常と考えられる犬であっても、半数以上の個体が口腔内に本菌を保有することが知られている。

人への感染は、動物への口移しの餌の給与等による接触や飛散した動物の唾液の偶発的摂取による感染が多く、また、咬傷や搔傷による感染も認められる。

犬ではほとんど症状を示すことはないが、人に感染した場合には局所の発赤や腫脹、疼痛、化膿等が観察される。

犬に常在的に存在するため、補助犬であっても本菌の保有を確実に消失させることは困難と思われる。パストレラ症の予防のためには、犬との口移しの餌の給与等を避けるべきであり、また、犬が口にくわえて利用者に渡したものを安易に自らの口に入れるべきではない。

3) 犬ブルセラ病

ブルセラ属細菌はグラム陰性桿菌で、6種が知られている。犬に寄生するのは *Brucella canis* である。

B. canis は、かつては主に輸入犬に認められたが、現在では、低率ながら全国的に分布していることが推察される。

犬におけるブルセラ病は、雄の場合、精囊炎を起こし、精液に細菌が出現する。また、雌の場合には、胎盤炎を発症し、死産や流産を起こすことが多い。

人への感染は、死産または流産した胎子に接触した場合に成立しうるが、人に対する *B. canis* の感染性は低く、こうした死流産胎子に接触するような機会を有する職業に従事していない限り、感染を受ける可能性はきわめて低いと考えられる。

人のブルセラ病では、発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等が認められる。

上記の点から、犬ブルセラ病が身体障害者補助犬を介して人に感染する可能性はきわめて低いと考えられるが、予防には、死産あるいは流産した犬の胎子には接触しないよう注意する。

補助犬がブルセラ病を発症した場合には、各種の抗生物質による治療を試みる。

4) レプトスピラ症

Leptospira interrogans を原因とする。

病原性レプトスピラには250種以上の血清型が知られているが、わが国で確認されているものは5~6種（沖縄県、南西諸島ではさらに3~4種が加わる）である。

犬におけるレプトスピラの保菌率は高く、10%以上であるといわれている。

犬から感染するものは、ほとんどが血清型 *canicola* である。

この血清型による感染は、犬では、黄疸、出血、尿毒症を呈して死亡することもあるが、人では発熱程度の軽症にとどまる。

なお、人のレプトスピラ症でもっとも重症となる血清型 *icterohaemorrhagiae* によるワイル病は、犬からの感染はきわめてまれである。

人への感染は、罹患犬の尿に汚染された水に接触した際に、傷口からの経皮感染によって成立する。

予防には、犬に対してワクチンの接種を行うとともに、その尿等に触れないようにする。

なお、身体障害者補助犬がレプトスピラ症に罹患した場合、ペニシリン等の投薬を行い、加えて対症療法を試みる。

5) 皮膚糸状菌症

Trichophyton, *Microsporum*, *Epidermophyton* の3属に属する真菌を総称して皮膚糸状菌といい、これらによる感染症を皮膚糸状菌症という。主に犬に認められる皮膚糸状菌は*M. canis*である。

犬の *M. canis* 感染症では、頭部や頸部、四肢に脱毛、落屑、痂皮の形成等がみられ、著しい瘙痒を示す。

人への感染は、罹患した犬に接触することによって起こる。

人に *M. canis* が感染した場合、頭部に白癬を発することが多い。この場合、感染初期には小さな丘疹が認められ、次第に鱗屑面が形成され、頭髪の脱毛が起こる。

予防には、犬の皮膚の観察を絶えず実施し、罹患した場合には迅速な治療を行う。

身体障害者補助犬が皮膚糸状菌症に罹患した場合には、完全に治癒するまで屋外には出さないようにし、抗真菌薬の全身投与あるいは局所投与による治療を行う。

6) トキソカラ症（犬回虫症）

犬回虫 *Toxocara canis* を原因とする。犬回虫は、直接発育を行う線虫で、経口感染のほか、胎盤感染および経乳感染という垂直感染も行う。

犬回虫は、犬にきわめて高率に寄生している。消化管内に成虫の寄生は認められなくとも、全身の組織に寄生する幼虫を考慮すれば、ほとんどすべての犬が犬回虫の感染を受けていると考えられる。

子犬に多数の成虫が寄生した場合には、下痢や発育不全を起こすことがある。しかし、通常は、犬の発育にともなって成虫は自然に排虫されることが多く、成犬では消化管に成虫の寄生をみるとことは少ない。

人への犬回虫の感染は、犬の糞便中に排出された虫卵が発育し、幼虫形成卵（含子虫卵）となつたものを経口的に摂取することによって成立する。

予防は、犬に、とくに子犬については、適宜に糞便検査を実施し、犬回虫卵が検出された場合にはすみやかに駆除薬を投与する。また、犬の糞便中に排出された直後の犬回虫卵は感染性を示さないため、犬の糞便を適切に処理することも重要である。

身体障害者補助犬から犬回虫卵が検出された場合には、適切な駆虫薬を投与することにより、成虫は用意に駆除することができる。腸管に寄生する成虫が完全に駆除されれば、全身の組織に幼虫が寄生していても、人への感染源である虫卵が排出されないため、公衆衛生学的な問題はないといえる。

7) 犬糸状虫症

犬糸状虫 *Dirofilaria immitis* を原因とする。犬糸状虫は、蚊を中間宿主とする線虫であり、犬から人に直接的に感染することはない。

近年、わが国においては犬糸状虫症予防薬が普及し、獣医臨床上は犬糸状虫の感染を受けた犬を認めることが少なくなっている。しかし、動物病院を訪れない犬においては、依然としてそのおよそ半数に本線虫の寄生が認められることが明らかになっている。

犬における犬糸状虫症は、少数の成虫の寄生例では無症状に経過することがあるが、多数の

10. 参考資料

成虫が心臓に寄生した場合には、循環器不全等を示し、重症例では死に至ることも少なくない。

犬から人に直接的に感染する疾病ではないため、犬との接触を避けることによる予防は不可能である。中間宿主である蚊に吸血されないように注意する以外に方法はない。ただし、予防薬を投与する犬の個体数を増し、環境中の犬糸状虫の分布頻度を低下させることができ人への感染の予防につながるといえる。

身体障害者補助犬が犬糸状虫症に罹患した場合には、全身状態の状態が良好であれば、外科手術による成虫の摘出や、成虫駆除薬投与による虫体の死滅を図る。ただし、成虫駆除薬投与後には、死滅した成虫が肺動脈に栓塞し、それによる重篤な症状が発現することがあるので注意を要する。場合によっては、対症療法を行い、成虫が自然に死滅するのを待つこともある。

8) 疥癬

ヒゼンダニ *Sarcoptes scabiei* の寄生によって発症する。

現在、ヒゼンダニは、タヌキ等の野生動物には高率に寄生が認められるが、飼育下の犬における発生はきわめて少なくなりつつある。

ヒゼンダニの寄生を受けた犬は、全身に痂瘍等の皮膚病変を発現し、著しい瘙痒を示す。

人への感染は、罹患した犬に接触、あるいはその落屑等に接触することによって成立する。

人の場合にも、疥癬では、犬と同様の皮膚病変を発し、瘙痒が著しい。

人への感染の予防には、犬の皮膚の観察を絶えず実施し、罹患した場合には迅速な治療を行う。

身体障害者補助犬が疥癬に罹患した場合には、完全に治癒するまで屋外には出さないようにし、殺ダニ作用のある薬物の全身投与による治療を行う。

9) マダニ感染症

犬には、フタトゲチマダニ *Haemaphysalis longicornis*、キチマダニ *H. flava*、ヤマトマダニ *Ixodes ovatus*、シュルツェマダニ *I. persulcatus* 等の寄生がみられる。これらのマダニ類は、宿主特異性が低く、ヒトにも寄生することがある。

山間部等で飼育される犬に高率に寄生が認められるが、市街地であっても、草が茂っている場所等ではマダニの寄生を受けることがある。

犬のマダニ感染症は、少数のマダニの寄生例ではとくに重篤な症状は認められないことがあるが、ときに寄生部位に皮膚炎を発することがあり、多数のマダニの寄生を受けた場合に症状が著しい。

人への感染は、マダニの寄生を受けた犬に接触することによる。

人の場合にも、マダニの寄生を受けると、犬と同様に皮膚病変を発することがある。

人への感染の予防には、犬の皮膚の観察を絶えず実施し、マダニの寄生が認められた場合には迅速な駆除を行う。

身体障害者補助犬がマダニの寄生を受けた場合には、マダニ駆除作用のある薬物を投与する。通常、1回の投与で駆除が可能である。ただし、マダニの寄生を受けた犬は、飼育環境を改善しない限り、再び寄生を受ける可能性が高い。したがって、マダニ駆除薬は、残効性のある薬物を選択すべきである。

10) ノミ感染症

犬に寄生するノミは、主にイヌノミ *Ctenocephalides canis* とネコノミ *C. felis* である。ネコノミは、その名称とは関係なく、宿主特異性が低く、犬にもふつうに寄生することが知られている。また、現在、人体から検出されるノミは、ほとんどがネコノミであるといわれている。

イヌノミとネコノミ、とくにネコノミは、本邦に広く分布し、犬に高率に寄生がみられる。その発生は、屋外に限らず、屋内においても認められ、最近では、家屋の保温性の向上と暖房使用の普及にもとづいて、冬期にも発生がみられるようになっている。

ノミの寄生を受けた犬は、その吸血に起因する皮膚炎を示すほか、アレルギー性の皮膚炎を発症することがある。

人への感染は、ノミの寄生を受けた犬と接触することにより起こる。また、屋内でノミの繁殖が行われている場合には、発育した成虫が人体に寄生することもある。

人体においてノミが恒常に寄生することはまずないが、一時的にしても寄生し、吸血を行うことにより、吸血を受けた部位に皮膚炎を発し、著しい痒を感じる。

予防には、犬に寄生するノミをすみやかに駆除し、飼育環境を浄化するとともに、再寄生を防止する。

身体障害者補助犬がノミの寄生を受けた場合には、ノミの成虫駆除薬を投与する。通常、1回の投与で駆除が可能である。また、その飼育環境中には、ノミの卵や幼虫が残存する可能性があるため、飼育環境の清掃を行い、さらに再寄生に備えて残効性のある薬物の投与を行う。

(3) 犬における内部および外部寄生虫の感染状況調査

1) 北海道・道南地区

調査者：松本 英樹

調査集計時期：平成14年3月

目的

北海道・道南地区において飼育されている犬の飼育状況および疾病の発生状況、とくに内部および外部寄生虫の感染状況を調査することにより、公衆衛生上問題となる疾患の発生状況を把握する。

方法

ここ数年の間に北海道（函館、札幌）の動物病院に来院した1624頭の犬のデータをretrospectiveに調査し、それを解析することにより、飼育状況および疾病の発生状況を推察した。

データの解析には統計ソフト（StatView）を用いた。

また、公衆衛生上、人に接する機会の多いレトリバー種（154頭）におけるデータを抽出し、これに関する同様に解析を行った。

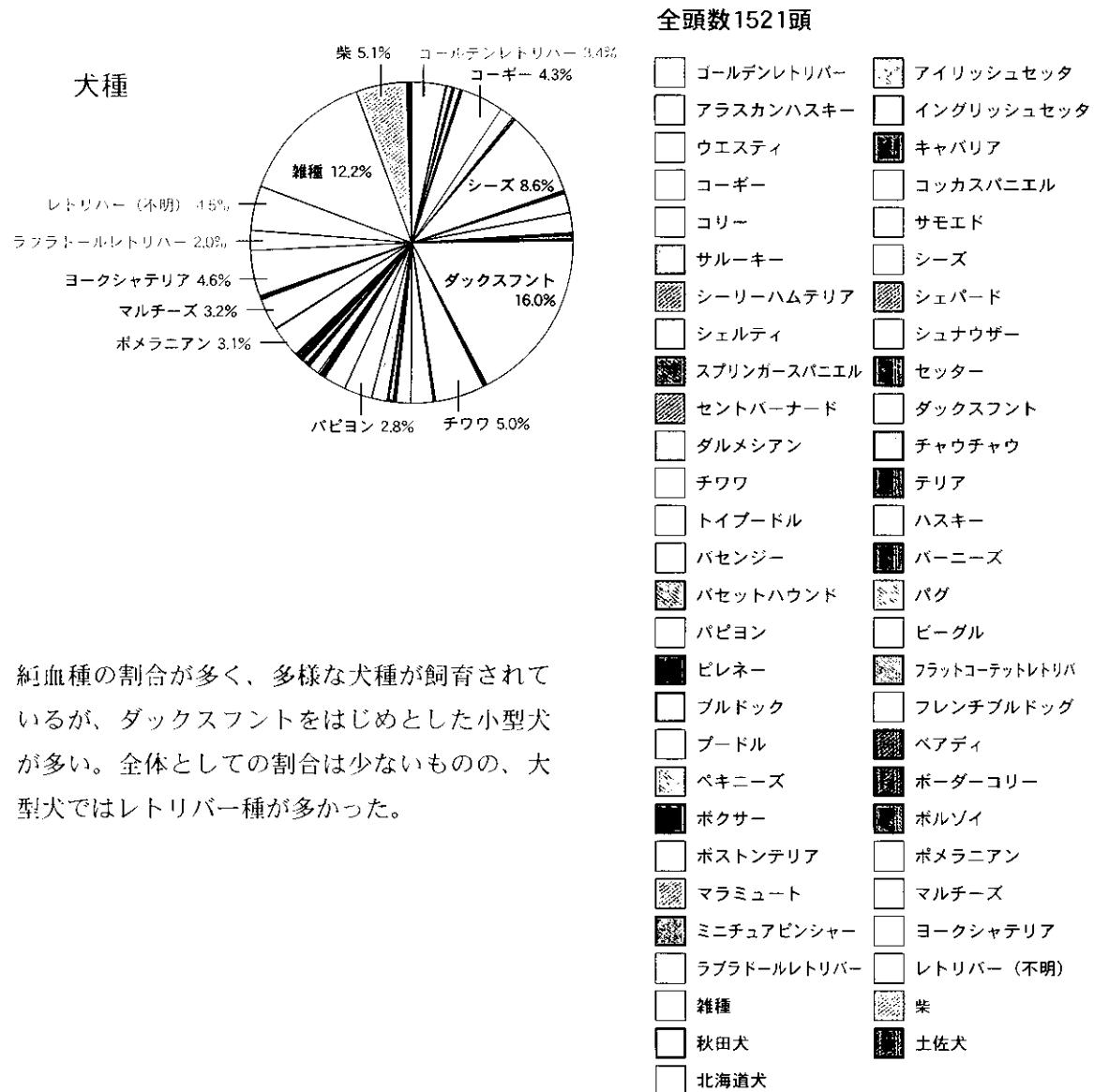
結果・考察

結果は次ページ以降にグラフにて示した。また、結果に関するコメントも併記した。

まとめ

今回の調査では、ワクチンの初回接種に来院した犬が多く、年齢の偏りがみられた。レトリバー種に関しても若齢のものがほとんどで、過齢性の疾患についての考察ができなかった。北海道という寒冷地のためと思われるが、外部寄生虫よりも内部寄生虫の方が多く認められるという結果であった。

図1 調査犬の内訳



純血種の割合が多く、多様な犬種が飼育されているが、ダックスフントをはじめとした小型犬が多い。全体としての割合は少ないものの、大型犬ではレトリバー種が多かった。

図2 調査犬の性別、年齢、体重

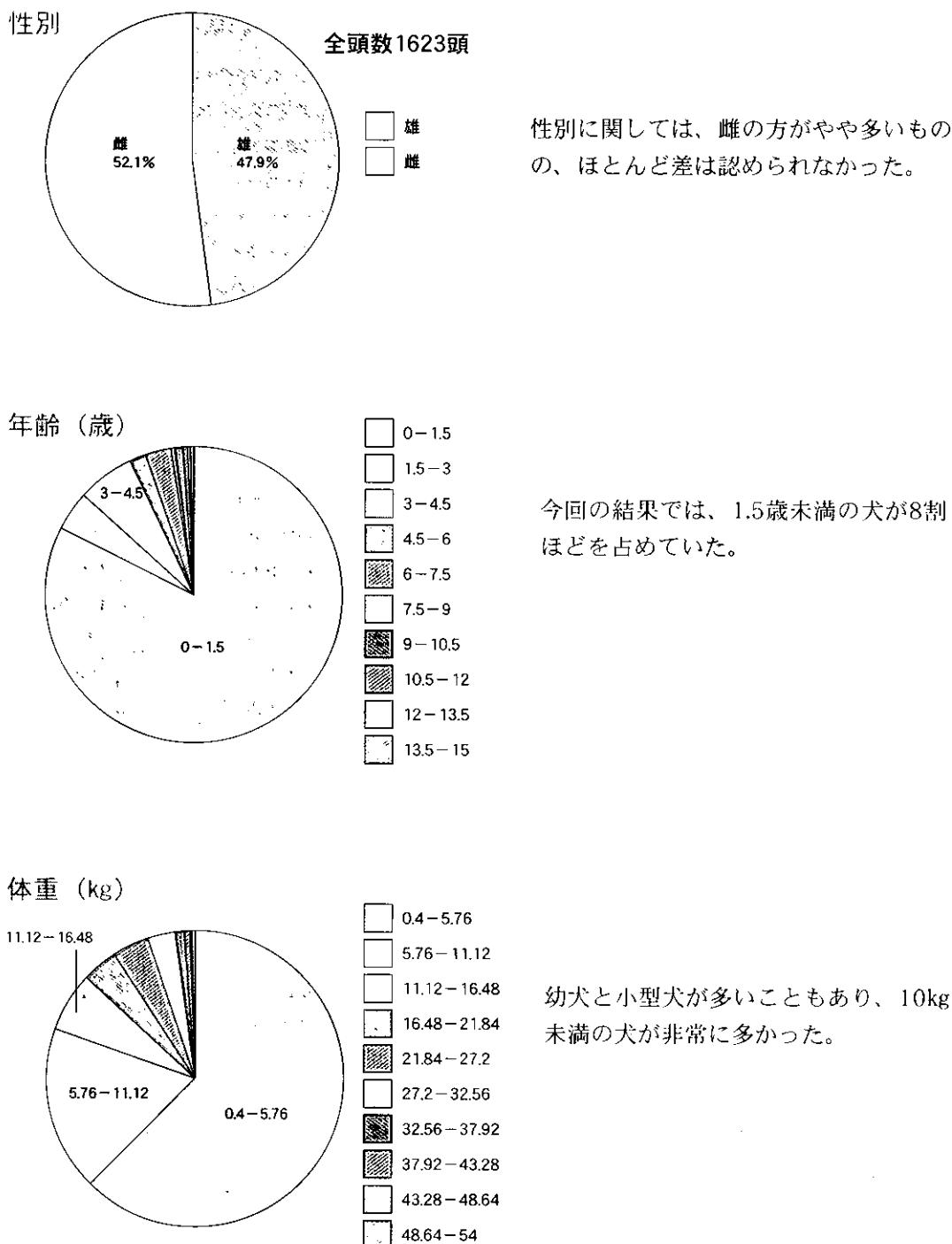


図3 調査犬の飼育環境

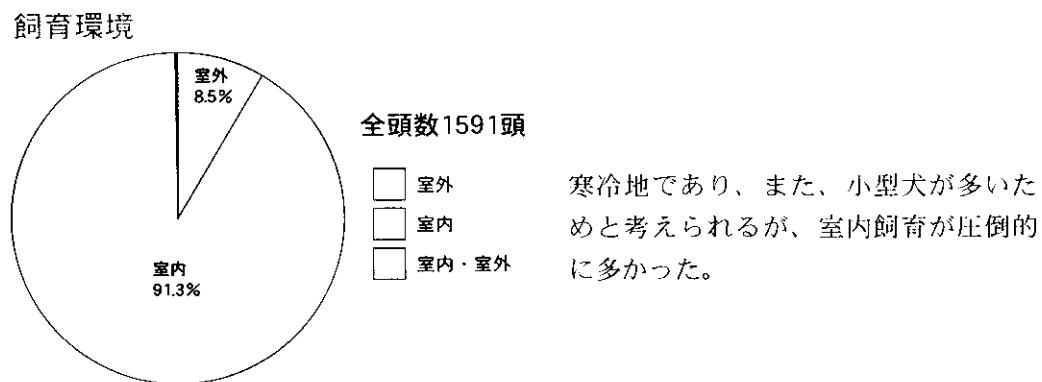


図4 調査犬におけるワクチン接種・外耳炎発生状況

